

遊漁規則の変更について（南佐久南部漁協：理由書等10ページから）

資料1-2

遊漁規則の変更内容

漁業協同組合	変更申請内容	改正案	改正前	施行日																							
南佐久南部 内共第1号	電子遊漁券の導入に係る変更 (第2条第2項、第7条第1項第2号及び 同条第2項)	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスで、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項又は第3項の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法について) 第7条 (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず手釣、竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="691 682 964 808"> <tr><td>表 (略)</td></tr> <tr><td>(3) (略)</td></tr> <tr><td>2 (略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。</p> <p>変更理由 減少傾向にある遊漁承認証について、遊漁者の利便性を確保しつつ新しい釣り人や若年層の釣り人を新規に獲得し、密漁者の減少を図りたい。また、既存の販売者の高齢化や後継者不足による販売店の閉鎖に代わる対応と運営経費の改善を図ることを目的としてオンラインサービスによる遊漁承認証販売を導入するための改正を行う。</p>	表 (略)	(3) (略)	2 (略)	(略)	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭_____で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項_____の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法について) 第7条 (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず手釣、竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1697 682 1970 808"> <tr><td>表 (略)</td></tr> <tr><td>(3) (略)</td></tr> <tr><td>2 (略)</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> </table> <p>(新設)</p>	表 (略)	(3) (略)	2 (略)	(略)	令和6年1月1日															
	表 (略)																										
(3) (略)																											
2 (略)																											
(略)																											
表 (略)																											
(3) (略)																											
2 (略)																											
(略)																											
漁具漁法の変更及び遊漁区域の基点表記の変更 (第4条の表中)	<p>(遊漁期間) 第4条 (略)</p> <table border="1" data-bbox="786 1092 1558 1627"> <thead> <tr> <th>ア 魚種</th> <th>イ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。</td> </tr> <tr> <td>いわな やまめ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>かじか</td> <td>5月16日から12月31日まで（南佐久郡佐久穂町下畑橋上流の高野町用水堰堤より上流、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。） ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。</td> </tr> <tr> <td>うぐい・うなぎ わかさぎ こい・ふな しなのゆきます</td> <td>周年（南佐久郡佐久穂町下畑橋上流の高野町用水堰堤より上流、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。） ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。</td> </tr> </tbody> </table> <p>変更理由 ・あゆについては、友釣り以外の漁具漁法は組合が公表する区域期間で行う事とされているが、投網のみに限定し、遊漁者の選択肢を増やす。 ・うぐい等その他の魚種の毛針釣の制限を外し、遊漁者の選択肢を増やす。 ・かじか及びうぐい等その他魚種のイ欄について、基点の明確化を行う。</p>	ア 魚種	イ 期 間	あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。	いわな やまめ	(略)	にじます	(略)	かじか	5月16日から12月31日まで（南佐久郡佐久穂町下畑橋上流の高野町用水堰堤より上流、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。） ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。	うぐい・うなぎ わかさぎ こい・ふな しなのゆきます	周年（南佐久郡佐久穂町下畑橋上流の高野町用水堰堤より上流、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。） ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。	<p>(遊漁期間) 第4条 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1822 1092 2594 1627"> <thead> <tr> <th>ア 魚種</th> <th>イ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁具漁法は、別に組合が公表する区域期間。</td> </tr> <tr> <td>いわな やまめ</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>かじか</td> <td>5月16日から12月31日まで（南佐久郡佐久穂町（旧八千穂村）、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。） ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。</td> </tr> <tr> <td>うぐい・うなぎ わかさぎ こい・ふな しなのゆきます</td> <td>周年（南佐久郡佐久穂町（旧八千穂村）、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。） ただし、投網、毛針釣については、別に組合が公表する区域期間。</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚種	イ 期 間	あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁具漁法は、別に組合が公表する区域期間。	いわな やまめ	(略)	にじます	(略)	かじか	5月16日から12月31日まで（南佐久郡佐久穂町（旧八千穂村）、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。） ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。	うぐい・うなぎ わかさぎ こい・ふな しなのゆきます	周年（南佐久郡佐久穂町（旧八千穂村）、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。） ただし、投網、毛針釣については、別に組合が公表する区域期間。	令和6年1月1日
ア 魚種	イ 期 間																										
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。																										
いわな やまめ	(略)																										
にじます	(略)																										
かじか	5月16日から12月31日まで（南佐久郡佐久穂町下畑橋上流の高野町用水堰堤より上流、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。） ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。																										
うぐい・うなぎ わかさぎ こい・ふな しなのゆきます	周年（南佐久郡佐久穂町下畑橋上流の高野町用水堰堤より上流、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。） ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。																										
ア 魚種	イ 期 間																										
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣り以外の漁具漁法は、別に組合が公表する区域期間。																										
いわな やまめ	(略)																										
にじます	(略)																										
かじか	5月16日から12月31日まで（南佐久郡佐久穂町（旧八千穂村）、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。） ただし、投網については、別に組合が公表する区域期間。																										
うぐい・うなぎ わかさぎ こい・ふな しなのゆきます	周年（南佐久郡佐久穂町（旧八千穂村）、南佐久郡小海町及び南佐久郡南牧村の区域の千曲川本流、南佐久郡小海町の区域の相木川本流、加和志湖及び立岩湖以外については、2月16日から9月30日まで。） ただし、投網、毛針釣については、別に組合が公表する区域期間。																										

南佐久南部 内共第1号	<p>(禁止区域) 第5条 (略)</p> <table border="1"> <tr> <th>ア 区域</th> <th>イ 期間</th> </tr> <tr> <td>千曲川 (略)</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>大石川 南佐久郡佐久穂町の遊亀湖堰堤から上流全域</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>南相木川 南相木ダム下流の貯砂ダムから上流全域</td> <td>周年</td> </tr> </table>	ア 区域	イ 期間	千曲川 (略)	周年	大石川 南佐久郡佐久穂町の遊亀湖堰堤から上流全域	周年	南相木川 南相木ダム下流の貯砂ダムから上流全域	周年	<p>(禁止区域) 第5条 (略)</p> <table border="1"> <tr> <th>ア 区域</th> <th>イ 期間</th> </tr> <tr> <td>千曲川 (略)</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>大石川 南佐久郡佐久穂町大字八郡及び千代里遊亀湖堰堤から、上流南佐久郡小海町大字千代里字八ヶ岳2092番地に組合が設置した標識までの区間</td> <td>周年</td> </tr> <tr> <td>南相木川 南相木ダム下流の直相木村弥五平(右岸側)アク石(左岸側)貯砂ダムから上流域の本川とその間に流れ込む支流の全域</td> <td>周年</td> </tr> </table>	ア 区域	イ 期間	千曲川 (略)	周年	大石川 南佐久郡佐久穂町大字八郡及び千代里遊亀湖堰堤から、上流南佐久郡小海町大字千代里字八ヶ岳2092番地に組合が設置した標識までの区間	周年	南相木川 南相木ダム下流の直相木村弥五平(右岸側)アク石(左岸側)貯砂ダムから上流域の本川とその間に流れ込む支流の全域	周年						
	ア 区域	イ 期間																						
	千曲川 (略)	周年																						
	大石川 南佐久郡佐久穂町の遊亀湖堰堤から上流全域	周年																						
南相木川 南相木ダム下流の貯砂ダムから上流全域	周年																							
ア 区域	イ 期間																							
千曲川 (略)	周年																							
大石川 南佐久郡佐久穂町大字八郡及び千代里遊亀湖堰堤から、上流南佐久郡小海町大字千代里字八ヶ岳2092番地に組合が設置した標識までの区間	周年																							
南相木川 南相木ダム下流の直相木村弥五平(右岸側)アク石(左岸側)貯砂ダムから上流域の本川とその間に流れ込む支流の全域	周年																							
<p>変更理由 ・遊漁者に説明を求められても対応が困難であるため、ア欄の区域の大石川と南相木川の記述内容を明確化する。(詳細は理由書を参照)</p>																								
<p>遊漁料の全魚種共通化及び遊漁料の変更、現場付加金の変更 (第7条第1項及び同項(1)表中)</p>	<p>(遊漁料の額及び納付の方法について) 第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <table border="1"> <tr> <th>魚 種</th> <th>承認期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">全魚種</td> <td>1日</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>8,400円</td> </tr> </table>	魚 種	承認期間	遊漁料	全魚種	1日	2,000円	1年	8,400円	<p>(遊漁料の額及び納付の方法について) 第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <table border="1"> <tr> <th>魚 種</th> <th>承認期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">あゆ</td> <td>1日</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">あゆ以外の魚種</td> <td>1日</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>8,400円</td> </tr> </table>	魚 種	承認期間	遊漁料	あゆ	1日	2,100円	1年	8,400円	あゆ以外の魚種	1日	1,700円	1年	8,400円	
魚 種	承認期間	遊漁料																						
全魚種	1日	2,000円																						
	1年	8,400円																						
魚 種	承認期間	遊漁料																						
あゆ	1日	2,100円																						
	1年	8,400円																						
あゆ以外の魚種	1日	1,700円																						
	1年	8,400円																						
<p>変更理由 ・近年の物価高騰に伴う種苗単価の値上げにより、収益率が悪化しているため、増殖並びに繁殖保護等の費用を遊漁者にも負担頂き、円滑な事業運営を図るため、日釣券の遊漁料を変更する。 ・遊漁料の変更に伴い、釣り人のニーズに合った遊漁ができる漁場環境を創出するため、あゆとあゆ以外の魚種に分かれていた遊漁料を全魚種共通とする。 ・現場付加金についても新たな販売システムの導入の実施及び監視員の意欲向上のため、1,000円に増額する。</p>																								
<p>国の規則例に倣う改正(遊漁承認証及び漁場監視員証の様式の削除) (第8条、第10条)</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名、住所及び顔写真(承認期間が1年間の遊漁承認証に限る) (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具及び漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、第7条第2項に規定する場所においてする方法、組合が指定するオンラインサービスによる方法又は、漁場監視員においてする方法により行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第2号までに規定する遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>																						
	<p>(漁場監視員) 第10条 (略)</p> <p>2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p> <p>(1) 氏名及び住所 (2) 有効期間 (3) 注意事項 (4) 発行者名</p>	<p>(漁場監視員) 第10条 (略)</p> <p>2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>																						
	<p>(第8条の変更により削除)</p> <p>(第8条の変更により削除)</p> <p>(第10条の変更により削除)</p>	<p>別記 様式第1号 遊漁承認証</p> <p>別記 様式第2号 遊漁承認証(1年券)</p> <p>別記 様式第3号 漁場監視員証</p>																						
<p>変更理由 ・国の遊漁規則例に倣い、変更する。</p>																								
<p>附則の追記</p>	<p>附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。(行政庁の認可の日 令和 年 月 日)</p>	<p>附則 この規則は、平成26年1月1日から施行する。(行政庁の認可の日 平成25年12月4日) この規則は、令和3年10月1日から施行する。(行政庁の認可の日 令和3年8月26日)</p>																						

令和6年1月1日

## 遊漁規則の変更について（上小漁協：理由書等15ページから）

### 遊漁規則の変更内容

漁業協同組合	変更申請内容	改正案	改正前	施行日																											
上小 内共第1号	電子遊漁券の導入に係る改正 (第2条第2項、第7条第1項第2号及び同条第2項)	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務) 第2条(略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により、延縄の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項又は第3項の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法について) 第7条(略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次の表左の欄の区分の者は、それぞれ右欄の遊漁料とする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務) 第2条(略)</p> <p>2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口答で、延縄の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項_____の方法により組合に納付しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法について) 第7条(略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。_____</p> <p>2 (略)</p>	令和5年9月1日																											
	変更理由 利用度が減少傾向にある遊漁承認証について、遊漁者の利便性を確保しつつ、遊漁券を購入しない者の減少を図ること、ならびに遊漁料確保による漁協経営の改善を図ることを目的として、オンラインサービスによる遊漁証販売を導入するため、文言の追加及び様式の追加をする。	(漁具、漁法の制限) 第3条(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">ア 魚種</th> <th style="width: 25%;">イ 魚具・漁法</th> <th style="width: 50%;">ウ 統数又は規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">あゆ以外の魚種</td> <td rowspan="2">竿釣</td> <td>1人1本 (にじます、やまめ、いわな)</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合は1人2本以内</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚種	イ 魚具・漁法	ウ 統数又は規模	略	略	略	あゆ以外の魚種	竿釣	1人1本 (にじます、やまめ、いわな)	上記以外の場合は1人2本以内	略	略	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">ア 魚種</th> <th style="width: 25%;">イ 魚具・漁法</th> <th style="width: 50%;">ウ 統数又は規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">あゆ以外の魚種</td> <td rowspan="2">竿釣</td> <td>1人2本以内</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚種	イ 魚具・漁法	ウ 統数又は規模	略	略	略	あゆ以外の魚種	竿釣	1人2本以内	略	略	略	略	令和6年1月1日
	ア 魚種	イ 魚具・漁法	ウ 統数又は規模																												
略	略	略																													
あゆ以外の魚種	竿釣	1人1本 (にじます、やまめ、いわな)																													
		上記以外の場合は1人2本以内																													
略	略	略																													
ア 魚種	イ 魚具・漁法	ウ 統数又は規模																													
略	略	略																													
あゆ以外の魚種	竿釣	1人2本以内																													
		略																													
略	略	略																													
変更理由 ・現在、あゆ以外の魚種の竿釣りの統数については、1人2本としているが、ます類の釣りにおいては、漁場での釣り場の占有及び場所取り等による遊漁者同士のトラブルが頻発しているため、ます類のみ1人1本へ変更し、遊漁者の安全と安心へ繋げたい。 ・なお、この部分のみ遊漁者への周知期間が必要であるため、令和6年1月1日から施行したい。	(遊漁料の額及び納付の方法について) 第7条(略)	<p>(1) 竿釣による遊漁の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">魚種</th> <th style="width: 33%;">承認期間</th> <th style="width: 34%;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">あゆ以外の魚種</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>6,499円</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	承認期間	遊漁料	あゆ	略	略	略	略	あゆ以外の魚種	略	略	1年	6,499円	<p>(1) 竿釣による遊漁の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">魚種</th> <th style="width: 33%;">承認期間</th> <th style="width: 34%;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">あゆ</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">あゆ以外の魚種</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>6,500円</td> </tr> </tbody> </table>	魚種	承認期間	遊漁料	あゆ	略	略	略	略	あゆ以外の魚種	略	略	1年	6,500円	令和5年9月1日	
魚種	承認期間	遊漁料																													
あゆ	略	略																													
	略	略																													
あゆ以外の魚種	略	略																													
	1年	6,499円																													
魚種	承認期間	遊漁料																													
あゆ	略	略																													
	略	略																													
あゆ以外の魚種	略	略																													
	1年	6,500円																													
変更理由 ・遊漁承認証販売の委託店から、制度に対応した請求書の発行を求められていることから、承認期間1年間のあゆ以外の魚種の遊漁料について、6,500円を6,499円にして対応する。																															

	<p>第7条(略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次の表左の欄の区分の者は、それぞれ右欄の遊漁料とする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="736 262 1676 451"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="3">遊 漁 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生以下の者</td> <td colspan="3">無 料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学生及び 組合の承認を受けた 身体障害者</td> <td>あ ゆ</td> <td>1 年</td> <td>前号に規定する額の2分の1相当額</td> </tr> <tr> <td>あゆ以外 の魚種</td> <td>1 年</td> <td>無 料</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	遊 漁 料			小学生以下の者	無 料			中学生及び 組合の承認を受けた 身体障害者	あ ゆ	1 年	前号に規定する額の2分の1相当額	あゆ以外 の魚種	1 年	無 料	<p>第7条(略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1751 262 2686 556"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="3">遊 漁 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生以下の者</td> <td colspan="3">無 料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学生及び</td> <td rowspan="2">あ ゆ</td> <td>1 日</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>1 年</td> <td>前号に規定する額の2分の1相当額 ただし、組合の承認を受けた者に限る。</td> </tr> <tr> <td>身体障害者</td> <td>あゆ以外 の魚種</td> <td colspan="2">無 料 ただし、身体障害者は、承認期間1年の者とし、 組合の承認を受けた者に限る。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	遊 漁 料			小学生以下の者	無 料			中学生及び	あ ゆ	1 日	2,200円	1 年	前号に規定する額の2分の1相当額 ただし、組合の承認を受けた者に限る。	身体障害者	あゆ以外 の魚種	無 料 ただし、身体障害者は、承認期間1年の者とし、 組合の承認を受けた者に限る。		
区 分	遊 漁 料																																			
小学生以下の者	無 料																																			
中学生及び 組合の承認を受けた 身体障害者	あ ゆ	1 年	前号に規定する額の2分の1相当額																																	
	あゆ以外 の魚種	1 年	無 料																																	
区 分	遊 漁 料																																			
小学生以下の者	無 料																																			
中学生及び	あ ゆ	1 日	2,200円																																	
		1 年	前号に規定する額の2分の1相当額 ただし、組合の承認を受けた者に限る。																																	
身体障害者	あゆ以外 の魚種	無 料 ただし、身体障害者は、承認期間1年の者とし、 組合の承認を受けた者に限る。																																		
<p>上小 内共第1号</p>	<p>変更理由 ・中学生及び身体障害者の遊漁料について、現行規則の表記だとわかりづらいと遊漁者から指摘があったため、わかりやすい表記へ変更する。</p>																																			
	<p>(遊漁承認証に関する事項) 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名及び住所及び顔写真 (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具及び漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) 発行者名</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、第7条第2項に規定する場所においてする方法、組合が指定するオンラインサービスによる方法又は、漁場監視委員においてする方法により行うものとする。</p> <p>3 遊漁承認証は、他人に貸与及び譲渡してはならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(漁場監視員) 第11条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。</p> <p>2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p> <p>(1) 氏名及び顔写真 (2) 有効期間 (3) 注意事項 (4) その他必要な事項 (5) 発行者名</p> <p>(第9条の変更により削除)</p> <p>(第9条の変更により削除)</p> <p>(第11条の変更により削除)</p> <p>変更理由 ・国の遊漁規則例に倣い、第9条の遊漁承認証の記載事項及び第10条の監視員証の記載事項とそれらの様式について、変更する。</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項) 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第2号までに規定する遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(漁場監視員) 第11条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。</p> <p>2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p> <p>別記 様式第1号 遊漁承認証</p> <p>別記 様式第2号 遊漁承認証(1年券)</p> <p>別記 様式第3号 漁場監視委員証</p>	<p>令和5年9月1日</p>																																	
	<p>(遊漁期間) 第4条(略) 2 前項の公表は、組合の掲示板及びホームページに掲載してするものとする。</p> <p>(禁止区域) 第5条(略) 表中 ア 区域 ⑦ 東御市田之尻の東京電力堰堤から下流30メートルに至る区域</p>	<p>(遊漁期間) 第4条(略) 2 前項の公表は、組合の掲示板 に掲載してするものとする。</p> <p>(禁止区域) 第5条(略) 表中 ア 区域 ⑦ 東御市田之尻の東電堰堤から下流30メートルに至る区域</p>																																		

上小  
内共第1号

軽微な字句等の修正  
(上記以外)

(全長制限)  
第6条(略)

ア 魚 種	イ 大 き さ
こ い	全長18センチメートル
ふ な	全長10センチメートル
う ぐ い	全長10センチメートル
お い か わ	全長 8センチメートル
う な ぎ	全長30センチメートル
か じ か	全長 5センチメートル
いわな、やまめ、にじます	全長15センチメートル

(全長制限)  
第6条(略)

ア 魚 種	イ 大 き さ
こ い	全長18センチメートル以下
ふ な	全長10センチメートル以下
う ぐ い	全長10センチメートル以下
お い か わ	全長 8センチメートル以下
う な ぎ	全長30センチメートル以下
か じ か	全長 5センチメートル以下
いわな、やまめ、にじます	全長15センチメートル以下

令和5年9月1日

附則の追記

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。(行政庁の認可の日 平成25年12月6日)  
 この規則は、平成26年4月1日から施行する。(行政庁の認可の日 平成26年2月28日)  
 この規則は、令和2年1月1日から施行する。(行政庁の認可の日 平成27年8月24日)  
 この規則は、令和4年4月1日から施行する。(行政庁の認可の日 令和4年1月20日)  
 この規則は、令和5年4月1日から施行する。(行政庁の認可の日 令和4年10月14日)  
 この規則は、令和5年9月1日から施行する。(行政庁の認可の日 令和5年9月1日)  
 ただし、第3条の表中について、この規則は、令和6年(2024年)1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。(行政庁の認可の日 平成25年12月6日)  
 この規則は、平成26年4月1日から施行する。(行政庁の認可の日 平成26年2月28日)  
 この規則は、令和2年1月1日から施行する。(行政庁の認可の日 平成27年8月24日)  
 この規則は、令和4年4月1日から施行する。(行政庁の認可の日 令和4年1月20日)  
 この規則は、平成5年4月1日から施行する。(行政庁の認可の日 令和4年10月14日)



遊漁料及び現場付加金の変更  
(第7条第1項、同項(1)及び(2)の表  
中)

遊漁券販売所の記載の削除  
(第7条第2項)

(遊漁料の額及び納付の方法について)  
第7条 第2条第4項の規定により、納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。但し、事項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) (略)

魚種	承認期間	遊漁料
あゆ	1日	<u>2,800円</u>
全魚種	1年	<u>12,000円</u>
あゆ以外の魚種	1日	<u>2,000円</u>
(うなぎすて針を含む)	1年	<u>9,000円</u>

(2) (略)

区 分	遊 漁 料		
中学生以下の者	無 料		
高校生	全魚種	1年	3,000円
身体障害者			

(3) (略)

2 (略)

(1) 茅野市宮川中川原 諏訪東部漁業協同組合事務所  
(2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し公示した場所

(遊漁料の額及び納付の方法について)  
第7条 第2条第4項の規定により、納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。但し、事項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

(1) (略)

魚種	承認期間	遊漁料
あゆ	1日	<u>1,800円</u>
全魚種	1年	<u>9,000円</u>
あゆ以外の魚種	1日	<u>1,000円</u>
(うなぎすて針を含む)	1年	<u>6,000円</u>

(2) (略)

区 分	遊 漁 料	
小学生以下の者	無 料	
中学生及び身体障害者	1年	400円

(3) (略)

2 (略)

1. 茅野市宮川中川原 諏訪東部漁業協同組合事務所  
2. 茅野市宮川坂室 今井商店  
3. 茅野市ちの駅前通り 伊藤燃料店  
4. 茅野市北山 緑の村事務所  
5. 茅野市北山 東家  
6. 茅野市仲町 セブンイレブン運動公園店  
7. 諏訪市沖田 セブンイレブン諏訪インター店  
8. 諏訪市波崎 松田屋釣具店  
9. 岡谷市長地権現 上州屋キャンベル店

前各号に掲げる場所のほか、組合が指定し公示した場所

変更理由

①遊漁料の値上げ((1)の表中)

・ここ10年間、遊漁料の価格を据え置いており、その間に消費税の増、放流魚の仕入れ値及びその他事業経費が20~40%程度値上がりしている。  
・平成24年度と令和4年度の増殖に係る事業費の増加分と賦課金収入の減少分を合わせると、組合の負担額は10年で217万円程であり、この負担額を過去5年間の遊漁券販売数の平均と照らして値上げし、遊漁者へご負担いただき、よりよい漁場の提供に繋げていきたい。  
・遊漁料の値上げによって、遊漁者から戸惑いの声があると思われるため、電子遊漁券の導入や高校生割引の導入等を行い、遊漁者の利便性向上に極力努めると共に、遊漁者へ丁寧に周知及び説明を行ってきたい。

参考：諏訪東部漁協の組合負担額(賦課金)は5,000円/人

②現場付加金の値上げ

・漁場監視員は自家用車で監視業務を行っており、ガソリン代の高騰等もあるため、1,000円まで値上げし、個人の負担を減らしたい。また今回、電子遊漁券の導入も新たに実施し、遊漁者への更なる利便性の提供へ努めたい。

③中学生以下の無料化及び高校生の割引料金の追加

中高生の遊漁者が増えることは、将来の組合員となる可能性を持ち、更には漁場の活性化へ繋がるため、遊漁料を変更し、釣りに入りやすい環境を創出したい。

④身体障害者の遊漁料の変更

・身体障害者については、当組合は全魚種(年券)9,000円に対し400円(1/22.5)になっている。  
・県内漁協では通常料金の1/2の額の設定を行っていることが大半である。このため、当組合では一般遊漁者の1/4までご負担いただきたい。

⑤遊漁券販売所の記載の削除

・遊漁券販売所については、取り扱いの休止、廃業等があった場合、直ぐに反映させるのが難しいことから、ここより削除し、組合のホームページ等により公開していきたい。

<p>諏訪東部 内共第5号</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名及び住所(承認期間が1年間の遊漁承認証に限る) (2) 承認期間 (3) 魚種 (4) 漁具及び漁法 (5) 遊漁区域 (6) 遊漁料の額 (7) 注意事項 (8) その他参考となるべき事項 (9) 発行者名</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、第7条第2項に規定する場所においてする方法、組合が指定するオンラインサービスによる方法又は、漁場監視員においてする方法により行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 遊漁承認証の再発行は行わない。</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項) 第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第2号までに規定する遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>令和5年9月1日</p>											
	<p>国の規則例に倣っての変更(様式の削除) (第8条、第10条)</p> <p>遊漁承認証の再発行をしない旨の追加 (第8条第4項)</p> <p>(漁場監視員) 第10条(略)</p> <p>2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p> <p>(1) 氏名及び顔写真 (2) 有効期間 (3) 注意事項 (4) その他必要な事項 (5) 発行者名</p>	<p>漁場監視員) 第10条(略)</p> <p>2 漁場監視員は、別記8様式第3号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>												
	<p>(第8条の変更により削除)</p>	<p>別記 様式第1号 遊漁承認証</p>												
	<p>(第8条の変更により削除)</p>	<p>別記 様式第2号 遊漁承認証(1年券)</p>												
	<p>(第10条の変更により削除)</p>	<p>別記 様式第3号 漁場監視委員証</p>												
<p>変更理由 ・国の規則例に倣い、遊漁承認証及び漁場監視員証の記載項目を規則文中に記載し、様式を削除する。 ・現在販売している遊漁券には再発行は行わない旨を明記してあるが、遊漁者とのトラブル防止の為に遊漁規則へ明記したい。</p>														
<p>その他：軽微な語句の修正等</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は諏訪東部漁業協同組合が免許を受けた内共第5号第5種漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動物(あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、どじょうにじます、あまご及びいわな)の採捕(以下「遊漁」という)に制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(全長制限) 第6条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>大 き さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわな、あまご、にじます</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>以下、略</td> <td>以下、略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	大 き さ	いわな、あまご、にじます	略	以下、略	以下、略	<p>(趣旨) 第1条 この規則は諏訪東部漁業協同組合が免許を受けた内共第5号第5種漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動物(あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、どじょうにじます、あまご(あめのうお、たなびら)及びいわな)の採捕(以下「遊漁」という)に制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(全長制限) 第6条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>大 き さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわな、あまご(あめのうお・たなびら)にじます</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>以下、略</td> <td>以下、略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	大 き さ	いわな、あまご(あめのうお・たなびら)にじます	略	以下、略	以下、略
名 称	大 き さ													
いわな、あまご、にじます	略													
以下、略	以下、略													
名 称	大 き さ													
いわな、あまご(あめのうお・たなびら)にじます	略													
以下、略	以下、略													
<p>附 則 この規則は、平成26年1月1日から施行する。</p> <p>この規則は、令和5年9月1日から施行する。(行政庁の認可の日 令和●年●月●日) ただし、第5条第1項の表中及び第7条第1項、同項第1号表中、同項第2号表中、同条第2項第2号について、この規則は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p>理由：周知期間が約2か月間と短い、諏訪東部漁協の管内では、10月1日から翌年1月までの遊漁券の売り上げは、年券、日釣り券共に例年10枚未達である。更に、年券の期間は10月1日～翌年9月30日までであるため、遊漁者に不平等が生じないよう、10月1日から適用したい。なお、禁漁区も溪流魚の禁止期間の始まる10月1日より適用したい。加えて、電子遊漁券の購入サイトや組合のホームページ等で周知を徹底し、適用へ向けての準備を進めていきたい。</p>	<p>附 則 この規則は、平成26年1月1日から施行する。(行政庁の認可の日 平成25年12月6日)</p>													
<p>附則の追記</p>														



## 遊漁料及び現場付加金の基準

### 遊漁料の審査基準 (平成21年12月28日農政部長通知)

(令和2年3月3日一部改正)

#### (1) 共通事項

##### ア 承認期間1年の遊漁料の額について

「あゆ」については、「申請者である漁業協同組合の組合員負担額（賦課金及び行使料等の合計、以下組合員負担額と記す）」の2.8倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の2.8倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

「あゆ以外の魚種」については、組合員負担額の2.2倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の2.2倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

##### イ 承認期間1日の遊漁料の額について

対象魚種にかかわらず、年間券の額の4分の1以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。年間券の額の4分の1を超える額については、申請者である漁業協同組合の漁場区域の大きさ、採捕期間等を勘案して審査する。

#### (2) 個別事項

共通事項に記載されていない事項については、申請ごとに審査する。

この審査基準は、令和2年3月3日から施行する。この審査基準の施行前に認可した遊漁料については、なお従前の例による。

### 現場付加金の指導基準 (平成23年8月1日農政部長通知)

#### (1) 現場付加金の性格

現場付加金とは、漁場監視員の遊漁料徴収手当（危険手当、不快手当等）の対価である。

#### (2) 現場付加金の設定及び変更を行う場合は次によること。

ア 現場付加金は、遊漁規則に規定すること。

イ 現場において徴収できる遊漁料は、日釣料金のみとする。

ウ 額は、1,000円を限度とする。

なお、額の設定は、各漁業協同組合の実情及び漁場の状況を勘案し行うものとする。

エ 設定及び変更（増額する場合に限る。）に当たっては、現行の遊漁料納付場所について見直しを行う等、遊漁者が遊漁料を納付しやすい体制の整備を図ること。具体的には、以下のような措置をとるよう努めること。

(ア) 遊漁券販売所の増設、販売時間の見直しを行うこと

(イ) 原則として、早朝、深夜でも遊漁券を購入できる遊漁券販売所を設置すること

(ウ) 現場付加金の設定等について、遊漁者に周知すること

この指導基準は、平成23年8月1日から施行する。

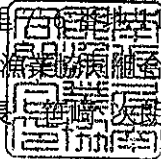
この審査基準の施行前に認可した遊漁規則における現場付加金については、なお従前の例による。

# 遊漁規則変更認可申請書

令和 5(2023)年 6 月 29 日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県南佐久郡小海町大字豊里  
南佐久南部漁業協同組合  
代表理事組合長



令和 3(2021)年 8 月 26 日付 長野県指令 3 園畜第 368 号で認可のあった内共第 1 号第 5 種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

## 【添付書類】

- ・ 遊漁規則変更の理由書
- ・ 遊漁規則の新旧対照表
- ・ 遊漁規則の変更を議決した総代会の議事録謄本
- ・ 新游漁規則

以上

# 遊漁規則変更理由書

南佐久南部漁業協同組合

## 1. オンラインサービス導入に伴う改正

当組合では減少傾向にある遊漁承認証について、遊漁者の利便性を確保しつつ新しい釣り人や若年層の釣り人を新規に獲得すること並びに悪意なき密漁者の減少を図りたい。また、既存の販売者の高齢化や後継者不足による販売店の閉鎖に代わる対応と運営経費の改善を図ることを目的としてオンラインサービスによる遊漁承認証販売を導入するための改正を行う。

これに伴い、現場付加金についても新たな販売システムの導入の実施及び監視員の意欲向上のため、1,000円に増額する。(第7条)

## 2. 遊漁期間の改正 (第4条)

- ・あゆについては、友釣り以外の漁具漁法は組合が公表する区域期間で行う事とされているが、投網のみに限定し、遊漁者の選択肢を増やす。
- ・うぐい等その他の魚種の毛針釣の制限を外し、遊漁者の選択肢を増やす。
- ・かじか及びうぐい等その他魚種のイ欄について、基点の明確化を行う。

## 3. 禁止区域の改正 (第5条)

遊漁者に説明を求められても対応が困難であるため、ア欄の区域の大石川と南相木川の記述内容を明確化する。(別紙1)

- ・大石川

規則で示す地籍は地図で示した通りであり、該当箇所がかなり広く、現状では遊亀湖堰堤から上流全域が禁漁区と同義になっている。かつては示した地点へ看板を立てていたが、現在、その地点及び上流側に水は流れておらず、看板が災害等で喪失したり、遊漁者から地点がわからないと指摘もあることから、現状に合わせて文言を変更したい。

- ・南相木川

基点となっている貯砂ダムの右岸と左岸を小字名で示しているが、地元でも知っている人がほぼおらず、大多数の遊漁者はわからない。よって、基点をわかりやすく且つ明確化する。

#### 4. 遊漁料の額及び納付方法（第7条）

当組合では2014年から9年間にわたり、遊漁料の値上げを行わず、遊漁者の利便性を提供してきた。しかし、近年は物価高騰に伴う種苗単価の値上げにより、収益率が悪化しているため、増殖並びに繁殖保護等の費用を遊漁者にもご負担頂き、円滑な事業運営を図るため、日釣券の遊漁料を変更する。

なお、遊漁料の変更に伴い、釣り人のニーズに合った遊漁ができる漁場環境を創出するため、あゆとあゆ以外の魚種に分かれていた遊漁料を全魚種共通とする。

##### ○改正前の日釣券の金額

あゆ 2,100円    あゆ以外 1,700円

全魚種共通  $(2,100円 + 1,700円) \div 2 = 1,900円$

あゆ、いわな、やまめ、しなのゆきますの値上げ率：109.5%

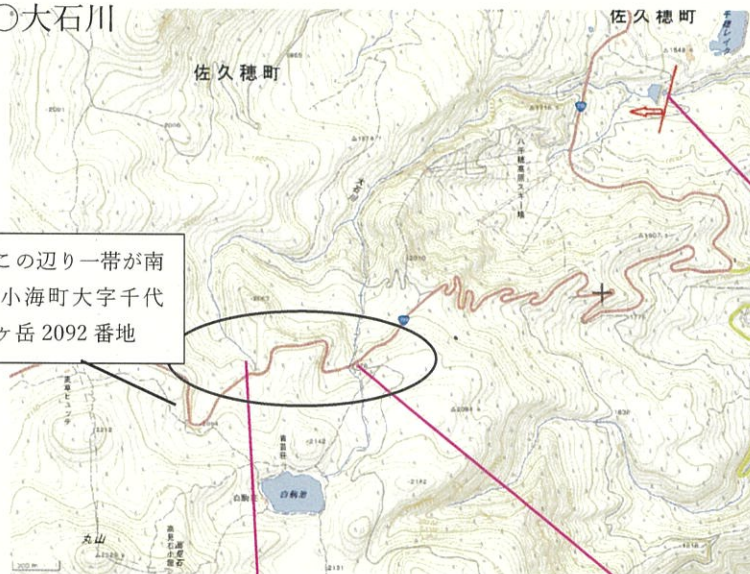
$1,900円 \times 1.095 = 2,080.5円 \approx 2,000円$     （参考：別紙2）

#### 5. 遊漁証認証に関する事項(第8条)、漁場監視員（第10条）

国の遊漁規則例に倣い、変更する。



○大石川



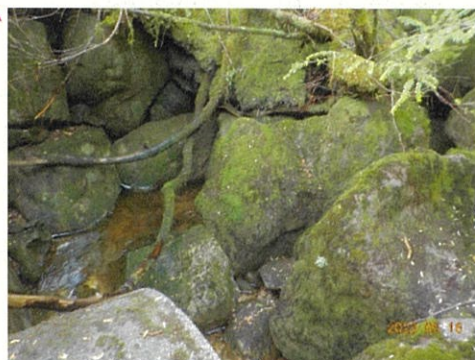
遊亀湖堰堤

現在、ここより矢印で示した、上流の南佐久郡小海町大字千代里字八ヶ岳 2092 番地の組合が設置した看板までが禁漁区

概ね、この辺り一帯が南佐久郡小海町大字千代里字八ヶ岳 2092 番地



水はこの下から出ているが、これより上流に河川はない（地図通り）



ここより上流側では、岩の下及び地下を水が流れている状態  
(この地点の水はごく少量)

○南相木川



## 種苗 1 kgあたり価格

(kg/円)

魚 種	令和 4 年度	令和 5 年度	上昇率(%)
あゆ	3,520	3,834	108.9
いわな、やまめ	1,450	1,650	113.8
しなのゆきます	1,600	1,700	106
		上昇率平均	109.5

あゆ以外の魚種の選定理由は、当組合の漁場に訪れる遊漁者は、主に溪流魚であるいわな、やまめ及び長野県でも遊漁できる箇所が限られるしなのゆきます(立岩湖、加和志湖)が目的であり、組合が行う種苗放流の8割以上を占めている。よって、これらに係る上昇率を日釣り券の遊漁料へ転化する。

## 遊漁規則変更認可申請書

5上小漁発第24号  
令和5年6月19日

長野県知事  
阿部守一様

上田市常田1丁目2番16号  
上小漁業協同組合  
代表理事組合長 北條 作美



令和4年10月14日付け長野県指令4園畜第498号で認可のあった内共第1号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を一部変更したいので認可してください。

### 添付書類

- 1 遊漁規則改正新旧対照表
- 2 変更しようとする理由
- 3 議決したときの総代会議事録写し
- 4 改正後の規則(省略)

## 1 遊漁規則改正新旧対照表

別紙のとおり

## 2 変更理由

- ・電子遊漁券の導入に係る改正

(第2条第2項、第7条第1項第2号及び同条第2項、第9条)

利用度が減少傾向にある遊漁承認証について、遊漁者の利便性を確保しつつ、遊漁券を購入しない者の減少を図ること、ならびに遊漁料確保による漁協経営の改善を図ることを目的として、オンラインサービスによる遊漁証販売を導入するため、文言の追加及び様式の追加をする。

- ・表の統合(第3条及び第4条)

遊漁者に対し、より分かりやすく規則文を読んでもらえるよう、第3条の表中に第4条の表を含める。

- ・中学生及び身体障害者の遊漁料表記の変更

(第7条第1項第2号の表中)

中学生及び身体障害者の遊漁料について、現行規則の表記だとわかりづらいと遊漁者から指摘があったため、わかりやすい表記へ変更する。

- ・インボイス制度への対応(第7条第1項第1号)

遊漁承認証販売の委託店から、制度に対応した請求書の発行を求められていることから、承認期間1年間のあゆ以外の魚種の遊漁料について、6,500円を6,499円にして対応する。

- ・ます類の竿釣の統数の変更(第3条)

現在、あゆ以外の魚種の竿釣りの統数については、1人2本としているが、ます類の釣りにおいては、漁場での釣り場の占有及び場所取り等による遊漁者同士のトラブルが頻発しているため、ます類のみ1人1本へ変更し、遊漁者の安全と安心へ繋げたい。

なお、この改正のみ遊漁者への周知期間が必要であるため、令和6年1月1日から施行する。



- ・ 国の規則例に倣っての変更（第 8 条、第 10 条）

国の遊漁規則例に倣い、第 8 条遊漁証認証の記載事項及び第 10 条監視員証の記載事項とそれらの様式について、変更する。

- ・ その他各条項

条ずれ及び軽微な字句等の修正

5 諏 東 漁 第 6 号  
令和 5 年 6 月 20 日

長野県知事 阿部守一 殿

住 所 茅野市宮川3939-  
名 称 諏訪東部漁業協同組  
代表者の氏名 代表理事組合長 矢島孝



諏訪東部漁業協同組合 遊漁規則の一部変更許可について(申請)

このことについて、令和5年5月31日開催の諏訪東部漁業協同組合定期総会において決議されましたので、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 理由書
- 2 遊漁規則新旧対照表
- 3 議事録謄本

## 遊漁規則の一部変更理由書

変更内容 諏訪東部漁業協同組合 遊漁規則の一部改正

遊漁規則 変更理由

### 1. 誤表記及び字句の修正

- ① 第 1 条の組合名は諏訪湖東部漁協ではなく、諏訪東部漁協であるため、変更する。
- ② あまごの表記について、括弧書きで「あめのうお」及び「たなびら」の記載があるが、地方の呼び名であり、当漁協管轄内ではあまごと言う呼び名なので、あまごに統一する。

### 2. 禁止区域の変更(第 5 条)

#### ① 禁止区域の削除

現行の禁止区域である、「上川本流茅野市米沢塩沢堰堤より上流1,000メートルに至る区域」について、組合では 10 年間、この場所での魚類の繁殖等が確認できていないことから、禁止区域から削除したい。

#### ② 禁止区域の追加

新たに追加したい「茅野横河川諏訪市四賀揚口橋より上流及び支流」については、川幅が1.5m程しかないが、組合で 10 年間、あまごが繁殖していることを確認しており、ここで生まれた魚が下流へ向かうことによって、これより下流側の横河川と本流の上川へ供給され、よりよい漁場を作り上げている。このため、この場所を禁止区域へ追加したい。

### 3. 遊漁承認証の現場売りの付加金額の変更(第 7 条第 1 項)

組合では遊漁者の負担を勘案し、10 年以上据え置いてきた。漁場監視員は自家用車で監視業務を行っており、ガソリン代の高騰等もあるため、1,000 円まで値上げし、個人の負担を減らしたい。また今回、電子遊漁券の導入も新たに実施し、遊漁者へは更なる利便性の提供へ努めたい。

#### 4. 遊漁料の変更(第7条第1項第1号)

現場売りの付加金額と同様、組合では遊漁料も10年以上据え置いてきた。その間に消費税の増、放流魚の仕入れ値及びその他事業経費が20～40%程度値上がりしている。

平成24年度と令和4年度の増殖に係る事業費の増加分と賦課金収入の減少分を合わせると、組合の負担額は10年で217万円程であり、この負担額を過去5年間の遊漁券販売数の平均と照らして値上げし、遊漁者へご負担いただき、よりよい漁場の提供に繋げていきたい。

なお、遊漁料の値上げによって、遊漁者から戸惑いの声があると思われるため、電子遊漁券の導入や高校生割引の導入等を行い、遊漁者の利便性向上に極力努めると共に、遊漁者へ丁寧に周知及び説明を行っていきたい。

#### 1. 増殖に係る事業費及び賦課金

(単位:円)

	平成24年	令和4年	差額
増殖に係る事業費	4,532,327	6,355,453	1,823,126
賦課金収入	2,690,000	2,335,000	355,000
合計	7,222,327	8,690,453	<b>2,178,126</b>

#### 2. 過去5年間の遊漁承認証の販売枚数の平均及び改正前後の遊漁料

種類	日釣券(枚)			年券(枚)		
	過去5年間の販売枚数平均値	遊漁料(現行) (円/枚)	遊漁料(改正後) (円/枚)	過去5年間の販売枚数平均値	遊漁料(現行) (円/枚)	遊漁料(改正後) (円/枚)
あゆ	71	1,800	<u>2,800</u>	—	—	—
あゆ以外	709	1,000	<u>2,000</u>	370	6,000	<u>9,000</u>
全魚種	—	—	—	19	9,000	<u>12,000</u>
身体障害者用 (全魚種)	—	—	—	7	400	<u>3,000</u>

※参考:令和5年度時点の賦課金は5,000円/人

#### 3. 現行と改正後の遊漁料収入の差

現行遊漁料収入	3,230,600
改正後遊漁料収入	5,195,800
差額	<b>1,965,200</b>

5. 中学生以下の無料化及び高校生の割引料金の追加(第7条第1項第2号)

中高生の遊漁者が増えることは、将来の組合員となる可能性を持ち、更には漁場の活性化へ繋がるため、遊漁料を以下のように設定し、釣りに入りやすい環境を創出したい。

○中学生(全魚種年券)400円 → 0円

○高校生(全魚種年券)9,000円・(あゆ以外年券)6,000円  
→ (全魚種年券) 3,000円

6. 身体障害者の遊漁料の変更(第7条第1項第2号)

身体障害者については、当組合は全魚種(年券)9,000円に対し400円(1/22.5)になっている。一方、県内漁協では通常料金の1/2の額の設定を行っていることが大半である。このため、以下の様に遊漁料を変更したい。

○身体障害者 全魚種(年券)400円 → 3,000円

※一般遊漁者 全魚種(年券)12,000円の1/4の額

7. 遊漁券販売所の記載の削除(第7条第2項)※

遊漁券販売所については、取り扱いの休止、廃業等があった場合、直ぐに反映させるのが難しいことから、ここより削除し、組合のホームページ等により公開していきたい。

8. 遊漁承認証の再発行を行わない規定の追加

現在販売している遊漁券には再発行は行なわない旨を明記してあるが、遊漁者とのトラブル防止の為に遊漁規則へ明記したい。

9. 電子遊漁承認証の導入に係る改正

電子遊漁券を導入することで、スマートフォンやパソコンから24時間遊漁券が買えること、支払いはクレジットカード・コンビニ・ネットバンキングでできるため購入方法が増え、遊漁券を購入しやすくなることが期待できる。また、組合としては電子遊漁承認証の導入により購入者の把握等が容易となり、漁場監視がしやすくなる。

そのため、規則中の遊漁料の納付場所や文言を変更し、これに対応できるように変更を行いたい。

10. 遊漁承認証及び漁場監視員証の様式の削除

国の規則例に倣い、遊漁承認証及び漁場監視員証の記載項目を規則文中に記載し、様式を削除する。

禁止区域の場所について

① 上川本流茅野市米沢塩沢堰堤より上流1,000メートルに至る区域(削除予定)



② 茅野横河川諏訪市四賀揚口橋より上流及び支流(追加予定)







5 園畜第 312 号  
令和 5 年（2023 年）7 月 14 日

長野県内水面漁場管理委員会  
会 長 平 林 公 男 様

長野県知事 阿 部 守 一

遊漁規則の変更認可について（諮問）

このことについて、下記の漁業協同組合から別添のとおり変更認可の申請がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

南佐久南部漁業協同組合  
上小漁業協同組合  
諏訪東部漁業協同組合  
裾花川水系漁業協同組合  
奈良井川漁業協同組合  
遠山漁業協同組合  
志賀高原漁業協同組合  
高水漁業協同組合  
北信漁業協同組合

担 当	農政部園芸畜産課水産係 宮本、新海、丸山
電 話	0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 2 9（直通）
FAX	0 2 6 - 2 3 5 - 7 4 8 1
E-mail	<a href="mailto:enchiku@pref.nagano.lg.jp">enchiku@pref.nagano.lg.jp</a>